

第3回 建設厚生委員会記録

1 日 時 令和2年6月17日(水) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 小 嶋 正 彰

副 委 員 長 太 田 記 己 代

委 員 丸 山 政 男

委 員 関 根 正 明

〃 宮 澤 一 照

〃 横 尾 祐 子

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 0名

7 説 明 員 13名

副 市 長 西 澤 澄 男

建 設 課 長 渡 部 雅 一

福 祉 介 護 課 長 岡 田 雅 美

健 康 保 険 課 長 今 井 一 彦

環 境 生 活 課 長 岩 澤 正 明

福 祉 介 護 課 課 長 補 佐 西 條 保 (所管事務調査から)

福 祉 介 護 課 高 齢 福 祉 係 長 大 野 貞 治 (所管事務調査から)

福 祉 介 護 課 援 護 係 長 宮 下 英 雄 (所管事務調査から)

福 祉 介 護 課 障 がい 福 祉 係 長 池 田 清 人 (所管事務調査から)

福 祉 介 護 課 地 域 包 括 支 援 係 長 保 坂 あ か ね (所管事務調査から)

健 康 保 険 課 課 長 補 佐 田 中 か お る (所管事務調査から)

健 康 保 険 課 健 康 づ くり 係 長 田 中 宏 顕 (所管事務調査から)

健 康 保 険 課 医 療 年 金 係 長 作 林 武 彦 (所管事務調査から)

8 事務局員 2名

局 長 築 田 和 志

主 査 霜 鳥 一 貴

9 件 名

請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願

請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願

議案第39号 動産の取得について(ロータリ除雪車)

議案第35号 妙高市市営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第36号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

議案第37号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第5号)

議案第41号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第42号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第1号)

10 所管事務調査

太田紀己代委員

1 新型コロナウイルス感染拡大防止策について

11 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

○委員長（小嶋正彰） ただいまから建設厚生委員会を開催します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第39号の事件議決1件、議案第35号から議案第37号の条例議定3件、議案第40号の所管事項、議案第41号、議案第42号の補正予算3件、請願第1号及び2号の請願2件の合計9件であります。

請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願

○委員長（小嶋正彰） 最初に、請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

まず、紹介議員より請願についての説明を受けます。丸山政男議員。

○丸山委員（丸山政男） よろしくお願ひします。

後期高齢者医療は、御存じのように今まで入っていた社会保険、国民健康保険などを高齢者、75歳以上になることで除外されて、個々の保険に加入させる、そういう形になっております。そういうことで、我々日本共産党はこれも反対してきたんですが、最近になってこの後期高齢者医療に対して負担割合を増やすことが国によって申入れ、国によってそういう方針を出されております。これに対して、後期高齢者になると今まで1割で済んだのが2割、3割と今所得の多い人は2割、3割されているんですが、これは全体的にやっぱり2割、3割と上乘りさせております。だから、これに対してこの請願では、こういうことをさせていただいては困るということで、ましてや高齢者にとっては大変貧困層も多いわけですので、こういう負担が増えることは死活問題でもあります。そういう点で、この高齢者の負担割合の増やすことに対して意見を求める請願を出されているわけです。内容はこれなんです、これ読みますか。請願の内容はよろしいですか。

○委員長（小嶋正彰） 皆様、どうですか。よろしいですね。

○丸山委員（丸山政男） 皆さんに文書行っていますから、お分かりですよ。

○委員長（小嶋正彰） じゃ、いいですかね。

○丸山委員（丸山政男） こういう趣旨なんで、とにかくこれを国に対して、この請願は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長宛てにこの窓口負担の現在の維持を求める意見書という形で提出させていただいております。

これが主な趣旨でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小嶋正彰） 提出しているんですか。これからですよ。

○丸山委員（丸山政男） そうですね。失礼しました。

○委員長（小嶋正彰） これより請願第1号に対する紹介議員への質疑を行います。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 確かに今お話しいただきましたように、高齢者の収入というのはどんどん目減りしている、そして負担感も非常に高いというふうには認識しております。しかしながら、今回出されたところが一定所得以上の方とか、あるいは現役並みの所得を得ている方だとか、そういった方々の対象であるといったところ、それから高齢者の方々は結構医療費が増大しているというところはありますが、しかしながら20代から59歳、いわゆる現役の方々の保険料の負担感も非常に高く、重くなっているのが現状です。そういったことからすると、現役世代、あるいは次世代への借金のようなものを持ち出してしまうんじゃないか、そのように考えれば一定所得以上、現役並

みの所得お持ちの方々が対象となるのであれば、ある程度やむを得ず、もっと別な形で高齢者の負担感のところの補助、援助を考えていったらいいのではなかろうかというふうに思うんですが、いかがでございますか。

○委員長（小嶋正彰） 丸山議員。

○丸山委員（丸山政男） 確かに今までは所得の多い人に対してそういう負担感というのをされていたんですが、これからは国の考えることはこの一緒くたでもないですけど、やはり貧困層にもある程度徐々に負担を捉えたのがこの狙いであります。そういうことで見ますと、これが今この現状でいくかというやはり負担感をどんどん増やしているのが今の政府の方針じゃないかと思います。ですから、できることならこういうことをやめてほしい、そういうことでお願いなんです。お願いということは、これやめてほしいということですから、意見になるかどうか分かりませんが、これに対して、政府の内容に対してこの負担をやめてほしいと、こういう切実な願いだと思っております。

以上なんですが、何か納得できないでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今この新型コロナといった形で相当にいろんな方々が疲弊しているといったところではあります。みんなでお互い助け合いながら、しっかりとここを踏み越えていくといったところからすれば、少なくとも今すぐこの意見書という形ではないのではなかろうかというふうに私は考えます。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ただいま紹介議員さんより趣旨を説明いただきましたが、私の請願に対しては反対でございます。人生100年時代を迎えて、お年寄りや子供たち、そしてまた子育て世代、働き方の変化を中心に社会保障全般にわたる改革を今検討しております。今現在高齢者の医療費も負担しているところ、若者、そしてまた現役時代の保険料負担も重く、今少し精査しながら検討が必要でないかと思っております。

よって、この請願には反対です。

○委員長（小嶋正彰） 丸山議員。

○丸山委員（丸山政男） 反対の意見出されたんですが、やはりこれから100年時代として妙高市でもそうですが、高齢者がどんどん増えていくわけなんです。それに対して今、年金の問題もありますが、年金もだんだん目減りしていくという状態の中で、やはりこういう負担割合が増えていきますとやっぱり高齢者にとって生きにくくなる、これが現状ではないかと思っております。そういう点では長生きするためにもやはり負担を軽くして、みんなで仲よくといたしますか、高齢になっても安心していく状態をつくっていきたいと思っております。そういう点ではこれに、私紹介議員なんで、賛成の立場で論じさせていただきます。

○委員長（小嶋正彰） 質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより順に委員の皆さんの本請願に対する意見を聞きたいと思っております。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 今ほどまた丸山議員よりお伺いいたしました。高齢者の負担も大変ですが、今現在新型コロナということで現在本当に若者たちが職場も失ったり、家庭でもやはり貧困なことがこれからもうかがえる中で、やはりこれは精査して、また検討することが必要であるため、今は反対です。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 団塊の世代がどっここ二、三年で後期高齢者になってくる状態ですので、後期高齢者医療

が国民健康保険や社会保険等の保険組合からの医療支給への財政支援を受けている状態でありますので、見直ししないと他保険組合の被保険者、特に若年層ですが、さらなる負担が予想されますし、また今回のやつは所得水準を設けて1割、2割にすること、被保険者に一定の配慮がなされていることを鑑みますと、しようがない、この提案自体はもっともだとは思いますが、やっぱりこの状況を考えると反対ということでさせていただきます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今関根委員もおっしゃったとおり、私もですね、今はちょっと時期がですね、あまりよくないんじゃないかなと。もう一回精査してですね、やっぱり考えるべきだと思うんで、今回に関しては反対ということでよろしく願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 先ほどからお話しさせていただいておりますが、ここはやはり高齢者の能力に応じた負担として現役世代の負担軽減を進めるように今時点では考えたほうがいいというふうに思われますので、私も反対でございます。

○委員長（小嶋正彰） 続いて、討論を行います。

丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） この制度を実施されれば、高齢者に対して生活がますます苦しくなるということが現実的に見えてきています。今、年金制度もだんだんと高齢者にとって目減りしておりますし、これからの世代として高齢者は年金のみで暮らす人が増えております。こういう観点からいいますと、こういうふうに高齢者負担を増やすということは大変皆さんに対して苦痛になると思えますので、この案には賛成いたします。

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより起立により採決をします。

請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○委員長（小嶋正彰） 着席願います。賛成委員は少数であります。

よって、請願第1号は採択しないこととされました。

請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願

○委員長（小嶋正彰） 次に、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願を議題とします。

紹介議員より請願についての説明を求めます。丸山政男議員。

○丸山委員（丸山政男） よろしく願いいたします。

この補聴器の難聴問題と、耳が難聴問題ということは、これから高齢者の65歳以上では6割の人がもう難聴になると言われております。この難聴問題は、今よくばけ防止とかなんとか言っておりますが、対話が途絶えるとやっぱり人間というのはどうしても認知症ですか、そのようになりやすいんです。言葉を発してこそ皆さんと対話できて、この難聴によりまして皆さんと対話できない状態じゃなくて、皆さんが対話できないような状態を何ていいましたかね。

[「認知症です」と呼ぶ者あり]

○丸山委員（丸山政男） 認知症ですか。認知症になりにくいということを聞いております。そういったこの補聴器問

題は、大変高額なものですし、先ほど高齢者の問題で出しておりましたが、やっぱり高齢者になればどうしてもそういうことでは、皆さんと対話できないということはそういうふうになってきやすいですね。そういう点を考えますと、この補聴器というのもちょっと高額なものですから、これに対して補助して欲しいというのはこの趣旨なんで、皆さんがやっぱり生きていく上で皆さんの兄弟、あるいは女性に対して対話ができ、長生きして、認知症にならない、そういう状態をつくらないためにもこの補聴器というのが必要じゃないかという、それがこの趣旨でございます。ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） これより請願第2号に対する紹介議員への質疑を行います。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今ほど紹介議員から加齢性難聴のことに関してお話をいただきました。しかしながら、加齢性難聴は老化現象の一つともされております。そして、この加齢性難聴は生活習慣病から引き起こされてくるといったところもあり、生活習慣病を予防することが加齢性難聴を予防していくというふうにも言われております。確かに難聴になると生活の質が落ち、先ほどおっしゃられましたように鬱や認知症の原因にもなるといったところでございますが、事補聴器に関しましては眼鏡と違まして、すぐ装着できないんですね。2か月から3か月ほど調整が必要となります。また、加齢による難聴は、音が機能的に伝わっていく伝音性難聴といったところと、振動がうまく伝わらなくなる、神経系が傷んできてうまく聞こえない感音性難聴等がありますが、その感音性難聴に至っては補聴器の効果が薄いといったことも示されております。ですから、部分的に一時的にこの支援をするという形でなく、医療をもっと推進して、あるいはここにも書いてございますが、身体障がい者とか、重度難聴とか、いろんな形で補助が出されております。そういったところをもうちょっと拡大解釈をして進めていくようにしてはいかかかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 丸山政男議員。

○丸山委員（丸山政男） これいろいろな統計も出ているんですが、例えば国立研究機関では65歳以上の2人に1人が加齢性難聴と推計されております。また、日本補聴器工業会の調べでも、日本の難聴は65歳以上で6割近い高率と言われております。また、慶應義塾大学病院耳鼻咽喉科の小川教授によれば、認知症の危険因子として難聴が目目されていると言われております。2017年の国際アルツハイマー病会議では、ランセット国際委員会が認知症の35%は予防可能な9つの原因によって起こると考えている、その中で難聴が最大の危険因子であるとも発表しました。厚生労働省の新オレンジプランでも難聴は危険因子の一つとして挙げられております。聞くということは、聞いた言葉から脳はうれしい、悲しいなどの感情を抱いたり、考えた言葉で返したりしますが、聞こえが悪くなると脳は感じたり考えたりすることが少なくなり、認知機能の低下を招くと考えられます。難聴になるとコミュニケーションが減り、社会的に孤立し、そのことも認知機能の低下につながります。こういうような状態で難聴ということは人間の体にやっぱりそういう影響与えていると、そういうことなんですね。ですから、早くにこういう補聴器などによって、それは時間的にかかるかもしれませんが、それをやることによって認知機能、こういうことが起こらないで、みんながみんななくなるといいたしません、人間生きていく上で世の中でこういう認知症にならないで済む、そういう可能性があればやっぱりこれを認めるべきだと考えております。よろしく願いします。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより順に委員の皆さんの本請願に対する意見を聞きたいと思います。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 今ほども丸山議員より細かい趣旨の説明をいただきましたが、私といたしましても結論は反対です。補聴器の価格は、3万円から30万円もしくはそれ以上になる高額であります。今ほどお聞きしましたよう

に、認知機能を予防するならばお年寄りが日々本当に何ら不具合もなく快適な日常を学んでいただければ、こんなうれしいことはありませんが、補聴器購入における個人の症状を踏まえた判断の基準の難しいことを考えますと、いま少し国の情勢を見る必要があると考えまして、今は反対です。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 先日ですか、霜鳥榮之議員から一般質問でこの件も出ておりましたが、現在国でも調査研究中でありますし、市としてもその国の動向を見ながら、効果があるようだったら検討したいという答弁がありましたので、その点を考慮して、今は国の研究、調査を見守るのが大事かなと思いますので、取りあえず今は時期尚早だと思いますので、反対したいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 関根委員のおっしゃるとおりで、私も反対です。1つ付け加えるなら、このまんまちゃんと精査しなきゃいけないということと、もう一つはその補聴器とか何かのもう医師の診断書とか、そういうのがないとやっぱり僕あれだと思ふのですよね。粗悪品だってつかまされる可能性だって思うし、そういうのに補助するという問題も僕出てくると思うし、そういう形ですと、中身をもっと充実した対応というのをしないといけないと思う。やっぱり医師からの診断書を得て、そしてそういう形のものできてくる。ただただネットだとかいふところからそういうのを買うような状況のやつまでということになると、やっぱりいろんな問題も出てくるんじゃないかなということも今回この請願を聞いてですね、これからこれも重要になってくることだから、もっと精査して、いろいろと前向きな方向に持っていくべきだと思います。ですから、今はそういうことを精査するときだと思うから、今すぐに出すということは私は反対するということで、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 私も反対意見といったところでございます。今まさに補聴器は、いろいろと開発されております。耳孔、この耳の中に入れるのだけではなく、骨導系といって耳の後ろにつけるもの、そういったところもどんどん進んできております。今の時点で耳の穴に入れるという形のものを使用されている方々は、結構使っていないんですね。これは、私以前の職場にいたときに非常にそれは感じておりました。やはりそういったところもしっかりと精査し、その研究を待ち、聞こえがさらによくなる、そういったところに期待したいと思います。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 続いて、討論を行います。

丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） これ外国の統計なんです、イギリスあたりでは補聴器、これに対して理解が47.6%なんです。それに対して日本ではどんなかというと、僅か14.4%だと、低いわけなんです。だから、例えば車なんか乗ってもエンジン音が聞こえないという、そういう状態があれば、その補聴器があればそれがエンジン音が聞こえて、自動車に乗るにも支障がない、そういうことも挙げられますし、そういったこの加齢性難聴は本当に生きるために皆さんのやっぱり生活の一つなんです。例えばこの料金なんです、これ当然保険がかかりませんので、ここに書いてありますが、片耳当たり15万円から30万円すると言われております。こういうことでは、当然年寄りととても買えるような状態じゃないし、イギリスあたりに四十何%もこの補聴器が使えるという状態と、日本では考え方に物すごく差があり過ぎるんですね。人間がそういう世の中で暮らしていくのに耳が聞こえないというほどやっぱり不便なことがない。そういう点では請願ですから、これ直ちになるとは限りませんが、この公的補助の制度を設けてほしいと、そういう願いでこういう請願が出されたと思いますので、ちょっと私賛成の立場で発言させていただきますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより起立により採決をします。

請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小嶋正彰） 着席願います。賛成委員少数であります。

よって、請願第2号は採択しないこととされました。

以上で請願の審査を終了します。丸山議員、ありがとうございました。

議案第39号 動産の取得について（ロータリ除雪車）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第39号 動産の取得について（ロータリ除雪車）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第39号 動産の取得について御説明申し上げます。

本案は、除雪体制の強化と除雪水準の向上を図るため、ロータリ除雪車2台を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する機械はロータリ除雪車、除雪幅2.6メートル、220キロワット級、2台であります。

契約金額は9856万円、契約の相手方は妙高市大字関川723番地22、株式会社橋詰商会妙高営業所であり、去る5月14日に入札を行い、仮契約を締結したものであります。

以上、議案第39号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第39号に対する質疑を行います。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これどちらのほうに配置する御予定ですか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 妙高高原地区の2者に貸与する予定でございます。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第39号 動産の取得について（ロータリ除雪車）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 妙高市市営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第35号 妙高市市営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例議定に

ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第35号 妙高市市営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げます。

本案は、現在市営バスとして運行している平丸線及び上小沢線について、10月1日よりNPO法人によるコミュニティバスとして運行を予定していることから、当該2路線を市営バス路線から削除するため、改正するものであります。

バスの運行につきましては、利用者や運賃収入の減少などによる市財政負担の実質的な増加が課題となっている一方、学生や高齢者等の移動手段として維持していく必要があります。コミュニティバス転換についての経緯は、本日追加配付資料としてお配りした1ページ、1、市営バス平丸線及び上小沢線のコミュニティバスへの転換の経緯も併せて御覧ください。市街地と新井南部地区を結ぶ平丸線、上小沢線につきましては、平成23年度以降コミュニティバスへの転換について、地域と行政による協議が行われてきております。平成26年3月に策定した妙高市地域公共交通総合連携計画に引き続き、本年3月に策定した妙高市地域公共交通網形成計画でも新井南部地区の2路線については市営バスから地域住民によるNPOなどが主体となったコミュニティバスへの転換を進め、運行の維持と地域の活性化を図る方針で位置づけております。昨年度NPO法人みずほっとから設立以来準備を進めてきたコミュニティバス運行について体制や活動が整ってきたことから運行を実施したいとの申出があり、協議をしてまいりましたが、正式にコミュニティバス運行への転換を進めてまいりたいものであります。

転換後の運行内容ですが、運行経路及びダイヤにつきましては、原則市営バスを踏襲する形となります。運賃は、最大500円が300円になる計画です。高齢者等バス利用券は、従来どおり利用できます。

次に、会員登録についてですが、追加配付資料1ページの2、会員登録についてを御覧ください。法令に基づき、バス利用される際にはバス会員登録が必要になりますが、個人、団体ともに会費は無償です。バス利用の多い新井南部地区などにつきましては大字単位での団体登録を予定しており、代表して各区長さんから登録してもらう形を考えております。

なお、コミュニティバスへの転換により、将来的にはバス車両を活用した地域行事の実施や、よりきめ細かな高齢者の買物、通院支援のサービス等の展開が期待できます。

最後に、地域への説明状況についてですが、追加配付資料3、地域への説明状況を御覧ください。4月17日、新井南部地区各大字区長さんへ説明文書を郵送し、また6月5日から12日の間、新井南部地区のほか転換する路線が通る姫川原、中宿、川上、上新保、西条の各大字区長さんを訪問し、説明いたしました。また、地域住民への説明は6月13、14日の2日間に10集落を対象に説明会を開催し、計110名の方から出席いただきました。説明会開催の遅れをおわびするとともに、コミュニティバス転換の経緯や転換後の利用方法等を説明させていただきました。説明会での意見については追加配付の資料2ページに記載いたしましたが、運行便数を維持してほしい、会員証発行など会員であることが分かる工夫をしてほしい、運行ダイヤや便数を見直す場合は意見が言えるようにしてほしい、運行ルートやデマンド運行など利便性の向上が図られることに期待しているなどが主なものであります。市としては、地域公共交通を所管する立場から、引き続きNPOと連携して対応していくことを説明し、転換を進めていくことに了解をいただくことができました。今後地域説明会を予定している3集落と資料と回覧することで対応する11集落につきましても、各大字区長さんに事業内容を説明させていただき、御了解をいただいているところであります。

以上、議案第35号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第35号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 先日の一般質問の中で路線各地区への説明の少なさ挙げられていて、今回地域への説明状況をここにいろいろ急激にされたんだと思いますけど、その辺のこの2ページのほうにも説明会での主な意見等ありましたが、おおむね皆さん了承ということでよろしいのでしょうか。その辺の確認です。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 南部地区、それと通る路線につきましては、全て関係する大字区長さんには説明させていただきまして、御了解いただいたというふうに思っております。地域説明会におきましても、説明が遅いというような意見もありましたけれども、おおむね説明では市営バスとコミュニティバスに転換するに当たりまして、同じ条件で転換するというふうなことで理解をしていただいたというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） あと15人乗りから10人乗りに変更されるんですが、多分に平均乗車率はちょっと調べていないですけど、少ないと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 昨年度の1台当たりの乗車について調べてみました。年金支給日後のですね、六十朝市開催日、例えば4月、6月、8月、その15日が年金支給日に当たるわけなんですけども、その次の16日ですね、開催のときに9名以上の乗車があるものがありました。ただ、平丸線、上小沢線、原通線、全てが9名以上になるというものはありませんでした。それで、上堀之内以降ですね、新井までというのが問題になるかというふうに思います。満員になる可能性があるかと思えます。それで、8時台がですね、9名以上になるというのは8時台だけです。ですので、その時間帯は早めの便を利用させていただくと、それぞれの路線4路線、3路線ですね、コミュニティバス含めて4路線通っているんですけども、早めの便を利用させていただくような情報周知をしたり、協力をお願いしたりすることを考えております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 一般質問から今日までの間にこれだけのことを大変だったと思います。見まして、大変御苦労されて今日まで来たことが分かりました。説明会での主な意見として運行便数を維持してほしいという意見がございましたが、これからの各地域でのまた人口減少とか、そういうことも考えますと、運行便数を維持してほしいという願いはどれくらいまで考えておられますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 市営バスであればなかなか運行経費もかかるというところではありますが、コミュニティバスに転換することによって若干ですね、運行経費というのは抑えられるということから、この体制を維持できればいいというふうに思っております。ただ、人口が減少して、乗車数がですね、かなり減れば、またそれはそれなりに考えていく必要があるかと思えます。ただ、NPOだけのですね、判断で便を減らすとかというのは、市も関与しながらですね、地域の区長さん、NPO、市と入りながら運行の形態については協議していくというようなことが大事かというふうに思っております。地域の方もそのように望んでおりました。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 今ほど維持、できるだけということ、1人でも2人でも本当妙高市ならではの心優しいコミュニティバスが常に運行していただきたいと思えます。まず、安全に気をつけていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） 路線について1つお聞きしたいんですが、これは前にも話題になったと思うんですが、田切、二俣地区ですか、相当国道経由で通したんですが、それが今……

○委員長（小嶋正彰） 丸山委員、コミュニティバスの路線のほうに。

○丸山委員（丸山政男） コミュニティバスですよ。妙高関係ないの。失礼しました。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今回コミュニティバスにするんだけど、その例えば運転手の人の確保とか、それからバスの台数というのはどれぐらいになるのかお聞きしたいんですが。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） まず、運転手の数でございますが、6名の運転手を確保できたというふう聞いております。バスの台数につきましては、平丸線、上小沢線と1台ずつであります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今日お示しいただきました資料の中に住民への説明会といった形で、粛々と進められておられるということが分かりました。また、この（4）番のところに書いてある、区長より事業内容の了解を得て資料の配布や回覧で対応をするというふうになっておりますが、住民の方々に対してはその関係地区ですね、資料等で納得をいただくというふうな考え方なのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 説明会を開催するかどうかというか、説明会を開催したいというような話、それと大字区長さんへの事業内容を直接会ってですね、話をしました。区長さんから地域の方にですね、話をしてくださるというようなところもありましたし、説明資料の配布で分かるというような判断もされた区長さんもおまして、その意見を尊重したものであります。ただ、回覧文書の中にですね、不明な点があれば市に問い合わせてください、それと区長さんには不明な点、住民の方から開催してほしいという要望があれば開催しますというようなことで、開催してほしいということで話はしているところであります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 区長さんが矢面に立つなんていうことはないのかなというふうな、ちょっと不安を感じていますが、ぜひとも市のほうはしっかりと、その方に全部お任せでなく、きちっとバックアップをしていただきたいというふうに思います。しっかりと説明責任は市が行う形を取っていただければというふうに考えます。

○委員長（小嶋正彰） 副市長。

○副市長（西澤澄男） 今回のこのバスについては、市長もこれまでの春からの対応に対しておわび申し上げましたが、私からも職員の執行管理がなっていなかったということでおわびを申し上げさせていただきたいというふうに思っております。それで、これからの対応につきましては今課長よりる説明申し上げましたが、約10年近い形でいろいろ取組を進めてきた結果がこういう形になっておりますので、市民の交通弱者の足ということで継続的により利用しやすい形に持っていくということで、先日も今いろんなバスが今度走るようになりますので、時刻表の一本化ですとか、要は利用される方が非常に見やすい形、今は各バスごとにいろんな形で時刻表が貼られていたりということもありますし、それを一本にまとめて貼ることによって利用される方が何時にここをどのバスが通るんだということ、より分かりやすくなるということもありますので、そういう地域の皆さんの意見を率直に中に反映して、より利用しやすい形で運営していきたいというふうに思っておりますし、また先ほど委員さんからもお話がありま

したが、事故のないような安全運転に努めていくということで、約6名の運転手が一応登録はしてあるんですが、メインは恐らく2人になると思いますが、その対応についても随時注意をしていきたいというふうに思っておりますし、あともう一点は先ほど話にもありましたが、議会の中でもいろいろ出ておりましたが、このバスの有効活用によってそういう買物支援ですとか、そういうのでできるのかどうか、通常どおり動かしているとなかなか空き時間というのは難しいところもあるんですが、そういうものについても極力また福祉関係の皆さんとも協議する中でどういう形で利用すれば一番市民にとっていいのかということで、地元のためになるようなコミュニティバスの運営についてこれからさらに協議を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。大変どうもありがとうございました。

○委員長（小嶋正彰） 委員長を交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今副市長からの発言がありましたけれども、そもそもですね、道路運送法第78条、自家用有償旅客運送者の行う事業、これについてはですね、市が主催する運営協議会を設けなければならないと、それが登録の要件になっているわけです。その中にはバス事業者でありますとか、関係の住民の皆さんだとかNPO、皆さん入ってですね、きちっと協議をしていくということ、そして市がそれに対して指導、助言をするという形になっております。今回の件につきましてもですね、そこら辺のところですね、ちょっと弱かったんじゃないかなというふうに思っています。今後やっていく上ですね、利用上の要望だとか、あるいは苦情だとか、それから便数、料金の変更、いろんな問題が出てくるだろうというふうに思います。今ほど副市長のほうからもありましたけれども、公共交通の重大性に鑑みましてですね、市がぜひ主体的にですね、この関係団体を取りまとめをして、関係者の市民の皆さんの安心、暮らしやすい交通体系というものに取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますが、その辺について、副市長さん、お考えを再度お聞きします。

○副委員長（太田紀己代） 副市長。

○副市長（西澤澄男） 今の小嶋委員からのお話のとおり、基本的にはバス事業については市が責任を持って運営することになりますので、今のお話のとおり協議会等にも関係者が出ていただく中でそういう時刻の関係ですとか、また苦情、また要望等については十分把握する中でよりよいバス運行に努めていきたいというふうに考えております。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（小嶋正彰） ほかにございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

引き続き、委員外議員の発言を許します。

霜鳥議員、阿部議員より発言のお申出がありましたので、これを許します。

なお、慣例により質疑回数は3回までといたします。

霜鳥議員、委員外議員発言席にお着きください。

霜鳥議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） ありがとうございます。

今委員長から言われたように、発言回数は3回の制限がありまして、本来ならいろんなことを伺ってきたいなというふうに思っているんですが、かなわないと思います。ただ、冒頭に申し上げておきますけども、あのコミバ

スがいかにスムーズに運行させることができるかという、この観点でいろいろと申し上げてきているわけです。所管課の皆さんもこの間に各地域へ入って説明会をやって、私が発言した中身を改めて認識されたいというふうに思っています。今見せていただきましたこの資料の中ですね、若干説明不足といいますかね、あるなというふうに思ったんで、これは質疑の中じゃないんですけど、一方的にしゃべらせてもらいます。

平成29年5月、NPO法人みずほっと設立、この設立はコミバスをメインの目的としてNPOが設立されたものでありまして、このときから既にコミバスの話は出ていました。他地域にも説明等々しながら動いていたと。これがここに掲載されていません。令和元年の6月にコミュニティバス運行の意向が示されというのがありますけども、改めて示されたということでもあります。このようなことは正確に記載していただきたいなというふうに思います。

今ほど当局からも説明ありましたが、当然のことながらこのバスは会員登録が必要であって、それは団体登録をすることによって個人の負担はないという話でありました。個人の負担がないということになると、NPOの運営上どうなるのかなど。経費の面でね。この個人負担を置かなくて、無償ですという説明されているんだけど、NPOを運営していくにはこの会費がどうしても必要の部分でもあるんですが、この対応というのはどうするのかというのが示されていない部分。それと同時に、他のNPO、コミバスとのバランスはどのようにするのか。初日のときも話といたしますかね、相談と言ったのかな、中であるという話でありますけども、ここの基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 会員登録についてでございます。会員登録には、一般的には有償登録、無償登録というものがあるかと思えます。今回のNPOバスの会員については、個人でも団体でも無償登録ということでNPOと話し合いを行ってまいりました。といいますのも、市営バスからコミバスへの転換が可能な限り変更なく移行したいというのが今回ありましたので、そういう理由から無償登録会員ということでNPOと調整してまいったところがあります。

あと、他のNPOとのバランスということについてで、会員登録の面でのバランスということでもあります。NPOの正会員以外の場合ですが、正会員以外の会員につきまちはコミュニティバスで利用するには何らかの会員になる必要があるかと思えます。賛助会員であったり、バス会員としてサービスを利用できる会員登録というようなサービス利用会員というようなことで会員登録が必要になりますが、有償、無償ということにつきましては運行主体であるそれぞれのNPOの考え方によるかと思えます。ただ、市としましては、市民が地域外のコミュニティバスを利用するということも機会もあると考えられますので、市民のですね、コミュニティバスに乗るその利便性の向上であるとか、NPOにとっても利用者の増加の可能性もあるなということから、コミュニティバスの会員登録、コミュニティバス会員の登録が無償としないか働きかけを行っているところで、3月に各NPOに話をしているところでありますし、今後も検討というか、会議も進めることになっておりますので、今後も会員登録が無償となるような検討を行って、取り組んでまいるということでもあります。

○委員長（小嶋正彰） 霜鳥議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） それぞれのNPOに会員登録、バス利用会員登録はそれぞれに委ねるような答弁でありましたけども、全体の公平性という形と、それから公共交通であって、私も以前から、このコミバスの話があったときからですね、とにかくこのコミバスをスタートさせるのであれば、NPO同士の連絡体制をきちんと取って、どこのNPOの利用会員であっても、どこのコミバスも利用できるように行政が中に入って調整をして、本来の公共交通というバスの位置づけにすべきだということを提言してまいりました。市営バスと同じだと言って言うけども、乗り方が違う。市営バスだったら、あるいは一般的な公共交通であつたら誰でもどこのバスでも利用できるけども、

今のところはここは無償会員にはなるけども、この会員はこのバスというパターンなんです。せっかくだから無償会員でもってやると言ったら、他のNPO、コミバスについても同等の対応で全体の公共交通が賄えるような体制、対応をしていく。やるとしたらこれ今だと思うんですよ。しかも、会員でなかったらっていったときに皆さん心配しているのがね、地元の皆さんは例えばこの説明のね、資料の中にありますけども、会員バスを持っていて、会員証を持っていて乗る、ところがよそからのお客さんはそんなものない、どこの誰だか分かんない、その人たちが利用できるんですかという不安もいただいている。だから、無償であつたら誰が乗ってもいいわけですよ。だから、そこんところはもう一步踏み込みした形の中で、せっかく今回このコミバス運行をするのに沿線の皆さんに会員登録の負担をかけないで運行する、バス料金だけということであるのであれば、統一した形をつくって、同等の対応で、例えば誰でもどこのコミバスに乗っても乗車料金だけで済む、こういう形をつくっていただきたい。そうしなかったら公共交通としての一番の元、公の元が成り立たなくなるというのがあるんですが、その方向性については考え方がですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） コミュニティバスの目的につきましては、今ほど委員さんおっしゃった公共交通の面が1つあります。それと、もう一つの面ですが、地域の活性化という面も、地域活動づくりという面の2つ解決する方法として考えております。バス会員を対象にですが、今後ですね、独自の地域活性化サービス、例えば買物ツアーであるとか、会員サービスを行うことも将来的には考えられるということから、やはり会員としてのバスを支えていくというような意識も所属意識というか、登録した中で意識も必要だろうと思いますし、NPO法人につきましてはバス会員について何らかのサービスを今後期待しているところがありますので、全て一律同じNPO、コミュニティバスの会員というよりも、所属意識を持っていただくような会員登録というのがよいのではないかとこのふうな気持ちでおります。

○委員長（小嶋正彰） 霜鳥議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） 今の答弁ではね、履き違え、勘違い的なものもあるのかなというふうに思っています。私は、今NPO会員の話は一切触れていなかったんです。このコミバスのバス会員の話しかしていないんです。先日初日のときにも話をしましたけども、確かにNPOはね、地域が支えて、バスを運行して、それで地域のためにも貢献する、これはね、当然の話なんです。ところが、今回のこのみずほっとの場合は、やっている地域とバスの運行する地域が全然違うよといったときに、今課長が言われたようなパターンというのは非常に難しい。例えばもしそういうのであれば地域のイベントに活用できるとかという、そういう文言も事前に皆さんにきちんと伝えておかなきゃなんない。例えば長沢のコミバスであったり、NPOであったり、原通のNPOであったり、そのエリアの中で動いているから、その地域の皆さんがNPOの会員であったり、バスの会員であったり。みずほの場合にはみずほという地域の中でもってNPOを立ち上げて、バスの運行する沿線というのは全然外なんです。活性化という問題は、いろんなパターンがあるから、一概に否定はしませんけども、そういうことの利便性といったときにはまだまだ正常運行に行って、一步も二歩も踏み込みしなかったらそこへは行けないよということだと思っております。だから、今課長が答弁したような話をこの場でもってこれから運行しようというときに言う話とはちょっと違うなというふうに私は認識をしております。そこへ行くがために、いかに今回のこのスタートそのものもスムーズに持っていかかということがね、今大事なことなんです。このスタートでもって地域の皆さんとのコミュニケーション、信頼関係がきちんとできて、そしたらこの次にこんなことという話になれば、それはそれでできるけども、最初のつまづきがあるような状況の中ですから、ここをいかに解消して、スムーズにスタートできるこの条件整備が必要なんです。そういうものを踏まえながら、先ほど言いましたようにNPOの会員であれば、それは実際に

現在あるNPOそのものがこの沿線地域の皆さんにも会員の登録の要請をしていくべきものだというふうに思いますよ、地域の中のものだけでなく。それから、そういうところは行政がきちんと指導してやらなきゃならんものだというふうに私は認識しております。そういう形の中で、先ほどもちょっと意見がありましたけども、10人乗りに交換して、バス運転手は6人確保した。地元の話を知っていると、大体3人くらいでローテを組んで運転するんだというような話でありますけど、これはさておきましてね、例えば朝下ってくるときに乗り切れる、乗り切れない。満員になったらどうすんの。帰りになって、先ほど課長の説明もありましたけど、けいなん病院、病院来て、買物して、特に朝市との関係ありますけどね、そして帰りになって、満車になって乗れなかったらどう対応してくれるのか。例えばですよ、けいなん病院のあそこで待っていて、それ以外のところでいっぱいになっちゃったと。途中までならと言うけど、末端まで行く人がそこに出て乗れなかったら、この対応誰がどうするんだという問題もあるんですよ。今ね、長沢のコミバスは樗沢組さんがちゃんと中心になってバックを支えています。乗り切れなくなったからといって樗沢さんのとこへ電話すると別枠で迎えに来てくれるというような手だてもしていますよ。こういうことをね、どこまで踏み込んだ検討しているのかなど。今大丈夫ですと言うけども、今度10人乗りになるんですよ。原通線の市営バスとの関係もありますけども、ここのバランスだっただうなるのかというのは今の時点ではよく分からない。したがってね、もう一步踏み込んだ形でもって不測の事態の対応というのはどのように考えているかということもきちんとした対応を組んでおいてほしいと。

あわせて、いろいろ説明会になりましたけども、地域での説明会の中身についてはいきなりですんでね、地域の皆さんまだ聞きたいこといっぱいあるけども、正直言っていきなりなんで何聞いていいか分からんという部分もあったりする。それだけの資料提供がないということなんです。したがって、今後何事も行政が中心となって全てうまく運営していくように、進んでいくようにという形のもの地域住民に関係、地域の住民に対して懇切丁寧な説明、資料提供をやっていってほしいなというふうに思います。

3回目ですんで、これで終わりますが、よろしく願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 地域説明会で出ました御意見、要望等、NPOとですね、NPOに伝え、そして市も含め調整して、地域に説明会なり、形はまた区長さんとも相談しなければいけないかと思っておりますけれども、文書なり、市も入った中で十分な説明を行っていきたく思います。

あと、不測の事態というようなものもあるかと思っております。それにつきましても、NPO法人が今度コミュニティバスやるからということで丸投げするわけではなく、監督的な立場もありますし、所管する立場でありますので、その辺は市も関与しながら対応に当たっていく所存でございます。

○委員長（小嶋正彰） 以上で霜鳥議員の委員外議員の発言を終わります。

次に、阿部議員、委員外議員発言席にお着きください。

阿部議員。

○阿部議員（阿部幸夫） それでは、私のほうからダブっているところはちょっと省かせていただきまして、ぜひともお聞きしたいことがあります。

今までの説明の中でですね、南部にはですね、3つですね、今度は公共交通の路線にバスが走るということになります。1つは、もう一度おさらいをしますが、長沢のコミュニティバス。それから、もう一つは新しいコミュニティバス。そして、原通線というですね、市営バスが走ります。その中でですね、途中の皆さんについては先回も説明会いろいろありましたけれど、市営バスの値段と、それから新たなコミバスの値段が違いますという形が見えてきております。要は安くなりますと、こういうことなわけではありますが、それはスタート時点から終わりの時

点では当然金額が違うと、こういうことになりまして、途中でですね、やっぱり金額は合わすと言っているわけですが、実際は表示がどのような形になっているか全然見えていない。市民から見たらうちの、私はたまたま除戸ですが、除戸で市営バスに乗ったら幾らだというのは現実分かるわけですね。今度は、新たなコミバスは市営バスと一緒に、こう言っていますが、安くなるわけですから、逆に幾らになるんだと、こういうことが全然市民には、住民には分かっていないと。こういうことですね、実際問題こら辺の部分については日常生活、そして子供たちも土曜、日曜、今度は動くわけですから、きちっとしたですね、金額表示をしてもらわないとやはり不安になってしまうと、こういうことですので、現状こら辺はどのような考え方を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） コミュニティバスにつきましては、地域住民の足ということでありまして、料金設定もNPOの考え方で住民の利便性向上に考えて決めることができるということになっております。料金の説明につきましては、各会場においては代表的なバス停についての料金について説明をさせていただきました。おおむねですね、全体的には金額が下がるということで説明をさせていただきましたが、今後またNPO法人と地域の説明へ入る中で文書によってですね、紙に書いた中で説明していきたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 阿部議員。

○阿部議員（阿部幸夫） それでは、もう一つお聞きしたいというふうに思います。

本日南部の形は示されていたわけですが、川上、新保の関係、中学生含めてですね、いろいろ乗車するわけでありまして、逆にこら辺の点についてはどのような考え方を持っておるかお聞きしたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 今回転換する路線のうち上小沢線につきましては、新井の中心部から上小沢に向かう間にですね、川上、新保、みなかみの里、川上ということで水上地区を回る便が1便だけあります。その便につきましても維持していくということで、変わりなく運行する予定であります。大字区長さんのところでですね、行って、どのような方が乗車しているのかとか、そのようなことも聞きながら継続するというので話を、そういうことで引き続き運行をしております。

○委員長（小嶋正彰） 阿部議員。

○阿部議員（阿部幸夫） 今の話を聞きますと、今までは市営バスでそこは走っていたわけですね。上小沢1便。そういうことですね。でも、今回はコミバスで走るんですか。市営バスじゃなくて、コミバスで走るわけですね、中学生の皆さんを乗せて。率直に言うと、中学生はただだということですから、こら辺の整理の仕方というのはもうひとつよく分からないんですが、答弁をお願いします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 上小沢線につきましては、今ほど説明したとおり夕方の1本だけですね、水上地区を回って学生等も利用しながら、学生等の帰宅のときに利用してもらうというようなことがあります。子供のもので、支援の、名称ちょっと今ど忘れしてしまったんですけども、子供に対してのその料金のかからないバスとか、かからないになっているものにつきましては同じような対応でコミュニティバスも運行するようになっております。

○委員長（小嶋正彰） 以上で阿部議員の委員外議員の発言を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第35号 妙高市市営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第36号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第36号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げます。議案第36号参考の妙高市介護保険条例の一部改正の概要を御覧ください。ページ2枚ほどをめくっていただくと概要になります。

今回の条例改正につきましては、国からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して介護保険料を減免することができるよう、条例を改正するものでございます。

条例の改正内容について御説明いたします。今回の改正は、時限的な取扱いとなるため次の2点について条例の附則に加えるものであります。1点目が条例の第14条第1項で規定している減免要件に、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた場合の特例措置を追加するものでございます。2点目が新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が生じ始めた時期や税制における猶予措置の対応等を考慮し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている介護保険料を減免の対象とし、令和元年度のみ遡って減免申請ができるようにするものであります。

次に、減免となる対象要件について御説明いたします。対象要件は、これから申し上げる2点となります。1点目が新型コロナウイルス感染症により第1号被保険者の属する主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったとき。2点目が新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる場合で、主たる生計維持者の令和2年の事業収入等のいずれかと令和元年の当該事業収入等を比べて30%以上減少し、かつ令和2年に減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年度の所得の合計額が400万以下であることが条件となります。なお、1点目と2点目の両方に該当する場合は、1点目を優先適用いたします。

減免の対象となる保険料につきましては、令和元年度及び令和2年度の保険料で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限または特別徴収対象年金の支払い日が設定されているものとなります。

施行日については、条例公布の日でありまして、議決日の翌日、6月24日となる見込みであります。

保険料の減免等の算定につきましては、条例ではなく、介護保険料の減免に関し必要な事項を定めております妙高市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正して規定しています。裏面を御覧ください。保険料の減免額を算定するに当たり、必要となる計算式や減免の割合を取扱要綱の附則に定めることによりまして、1号被保険者の対象保険料額に減免割合を乗じた額が保険料の減免額となります。

以上、議案第36号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第36号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第36号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第37号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第37号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。議案第37号参考、妙高市国民健康保険税条例の一部改正の概要を用いて説明いたしますので、御覧ください。

今回の条例改正は、国からの通知に基づく新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が一定程度下がる方等に対して国民健康保険税を減免することができるよう条例を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。今回の減免は、時限的な取扱いとなるため、2点について附則に加えるものであります。内容につきましては、先ほどの介護保険条例と同様となりますので、重複部分の説明は省略させていただきます。

次に、減免となる対象要件の2点につきましては、こちらも介護保険条例の対象要件と同様となりますが、国民健康保険税では令和元年の合計所得金額が1000万円以下であることが減免要件に加わっております。減免の対象となる保険税は、令和元年度及び2年度の保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限等が設定されているものとなります。

施行日につきましては、議決日の翌日、6月24日を見込んでおります。

続きまして、参考資料の裏面を御覧ください。保険税の減免額を算定する方法につきましては、妙高市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正し、規定いたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第37号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第37号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち建設課所管分について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。中段の8款5項1目優良宅地造成支援事業補助金は、これまでの実績に基づき、宅地造成事業2件分への補助を想定し、当初予算を見込んだものであります。今年度既に1件の補助金交付を決定しており、今後新たに栗原地内において想定した規模を上回る宅地造成事業の交付申請が予定され、道路整備に対する補助金の不足が見込まれることから、必要額を補正することにより優良宅地の供給を促進し、居住誘導区域内への定住を促したいものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 続きまして、福祉介護課所管分につきまして御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。上段の3款1項2目社会福祉施設費の妙高高原ふれあい会館管理事業業務管理委託料254万2000円は、平成29年度から令和2年度までの4年間、指定管理料の計算方法に誤りがあったため、適正な指定管理料との差額を支払うため、補正予算を計上したものであります。

4枚ほどめくっていただきまして、議案第40号参考を御覧ください。本会議上でも御説明させていただいておりますが、改めて概略について御説明させていただきます。対象施設につきましては妙高高原ふれあい会館、指定管理者は大字関川振興協議会が指定管理者となっております。

経緯を申し上げます。協議会では、3月中旬に代表者の変更に伴う事務の引継ぎを行っておりましたが、その際に消費税に関する認識不足といえますか、知識がなかったということで、本来支払うべき消費税を税務署のほうに申告していないことが判明いたしました。指定管理者では、直ちに高田税務署と協議、税務署からの指導の下、指定管理者の責任におきまして4月30日に本税を納付、その後加算税、延滞税につきましても6月1日までに納付しております。

一方、こうした手続の中で、市から管理者に支払われている指定管理料に積算誤りがあるのではないかととの相談を受けました。これまでの指定管理料を再計算いたしましたところ、平成29年度から令和2年度までの4年間において積算に誤りがあり、適正な指定管理料との差額が発生していることを確認いたしました。積算誤りの内容でございますが、指定管理料の算定につきましては本来税抜き支の出見込額から税抜きの収入見込額を差し引いた金額に、これに消費税率を乗じて計算するものであります。平成29年度から令和2年度までの4年間は収入見込額を

税抜きでなく税込みと誤って計算していたため、その差額分だけ少ない指定管理料となっていたものであり、その合計額は4年間分で254万2000円となっております。この差額分を指定管理者に支払うことができるよう、今回補正予算に計上しております。私の説明がちょっと至らないところからいささか誤解与えている懸念があるんですが、今回の補正予算はあくまで本来支払うべき指定管理料との差額を要求しているものでありまして、団体が支払った消費税分を補填するような意味合いのものではございませんので、あらかじめ御承知いただければと思います。

以上、議案第40号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第40号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 本来この妙高高原ふれあい会館の開業年度というのはいつでしたか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 開業年度は、平成25年の4月開業となっております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） そうすると、この29年の前は正規に計算されていたということですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

開業後2年経過した後からその納付団体となるということで、25、26については納付の必要がないということで、27年度からということなんで、基本的には全部納めたということになります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） じゃ、2年間は猶予されるんで、そうすると27、8は正規に払っているんですか。26年度から。最初25年って言わなかった。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 25、26は支払う必要がないということで、今回27年度からの、要するに消費税の未納付は27年度からです。その指定管理料の積算ミスは29年度からなんで、消費税と要するに補正予算は関係ないというのはそういう意味でございます。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） ということは、消費税まるっきり払っていかったという解釈でいいんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ナンバー4の優良宅地造成支援事業ですが、栗原地区ということで、何件の宅地開発をされるのかお願いします。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） お答えいたします。

現在予定しております事業につきましては、22区画の宅地造成を予定しております。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第41号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第41号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。特10、11ページを御覧ください。7款1項1目一般被保険者保険税還付金、保険税過年度還付金2360万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年の収入見込額が前年の収入と比較し、3割以上減少する場合に令和元年度の国民健康保険税を遡って減免したことから、対象となる保険税の還付金を補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、特8、9ページを御覧ください。4款1項1目2節特別交付金の2360万円の増額は、先ほど歳出で御説明いたしました減免に対する財源措置として国から交付される特別調整交付金であります。なお、令和2年度の減免分につきましては、保険税が納付されている場合、歳入の保険税予算から還付いたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第41号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第41号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてのうち当委員会所管事項は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

議案第42号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第42号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第42号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。特10、11ページをお開きください。6款1項1目第1号被保険者保険料還付金の保険料過年度還付金4725万円は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響等より、主たる生計維持者の令和2年度の収入が令和元年度と比較して3割以上減少した場合などに第1号被保険者の介護保険料を減免することから、対象となる令和元年度分の介護保険料の還付金を補正するものであります。なお、令和2年度の納付済み保険料の減免分につきましては、歳入の保険料から還付いたします。

次に、歳入について申し上げます。戻りまして、特8、9ページをお開きください。3款2項1目介護給付費調整交付金、特別調整交付金4725万円は歳出での還付金に係る国からの交付金で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により保険料を減免した場合は全額国から財源措置されることとなっております。

以上、議案第42号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第42号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第42号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託された案件の審査が全て終了いたしました。

所管事務調査について

○委員長（小嶋正彰） 次に、所管事務調査を行います。

執行部側の関係課以外の方は御退席ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時39分

○委員長（小嶋正彰） 休憩を解いて会議を進めます。

次に、所管事務調査を行います。

今回建設厚生委員会では、新型コロナウイルス感染防止対策について調査することといたしました。コロナウイルス対策は、現在も進行形であります。先が見えない中での調査であり、一般質問でも多くの質疑がなされました

けれども、所管事務調査では課長補佐、関係係長にも出席をいただいております。さらに掘り下げた質疑を行って、市民の不安を少しでも和らげる、安心につながる建設的な質疑になるように皆様の御協力をお願いいたします。

所管事務調査の進め方については、初めに調査担当である太田副委員長から調査理由を説明いたします。続いて、調査項目（１）から（３）の質疑を行います。

それでは、調査理由について説明をお願いいたします。

太田副委員長。

- 太田委員（太田紀己代） 皆様、お疲れさまです。たくさんの方がお見えで少し緊張いたしますが、建設厚生委員会の所管事務調査といった形で皆様のほうにもお伝えしてございますし、書類のほうに調査理由といった形で記載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染の経過がまだまだ見えない、はっきりしない、今後も感染が長期化することが想定されます。市民の感染に対する不安解消の取組は大変重要でございます。感染防止の呼びかけ、感染による差別や風評被害の防止、医療機関を受診するときの注意事項等の周知、日常の健康維持に対する取組、市民への啓発強化、さらには新型コロナウイルス感染が拡大した場合の医療崩壊や介護崩壊を起こすことがないように関係機関との連携強化を図り、医療及び介護従事者が安心して業務できるような体制を整えるといったところが必要と考えます。行政に全てを求めるというわけではございませんが、重要な情報の共有とスピード感のある対策、対応を市としても行っていただきたいというふうな考え方がございます。そういった部分で今までの経過と今後の対応について調査項目大きく３点について調査を行うものでございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

- 委員長（小嶋正彰） それでは、（１）新型コロナウイルス感染拡大防止策の経過と対応について質疑を行います。太田副委員長、お願いします。

- 太田委員（太田紀己代） 妙高市として対策本部を立ち上げ、いろいろと感染が起こったら、あるいは拡大していったらどのように防止をしていくのかといったところで市の皆さんはしっかりと動いていただいておりますかとおられたかと考えます。こういった中で市民の相談窓口の状況はどのような形であったか、市民への広報についてはどのような形であったか、また感染者発生時の受入れの体制をどのように考えて構築されようとしておられたか、介護施設等々の感染予防対策について市はどのように行っておられたか、特養等高齢者施設、病院における心のケア、面会制限等がございましたが、そういったところについてどのような形で動いておられたか等についてお聞かせいただきたいと思っております。１点ずつで構いません。

〔「１つずつにしますか」「最初のやつから」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（小嶋正彰） 最初何でしたっけ。窓口。

- 太田委員（太田紀己代） 窓口。失礼しました。

- 委員長（小嶋正彰） じゃ、まず相談窓口から。

健康保険課長。

- 健康保険課長（今井一彦） 市民相談窓口の設置状況についてお答えいたします。

２月７日から健康保険課内に設置いたしました。６月１０日までに７８件の相談がございました。主なものにつきましては、イベント、集会等の活動について、それから症状そのものについて、それから移動に関する事、あるいは他課の関係ではありますが、企業への補償、市民への給付に関する事等々でございました。

- 委員長（小嶋正彰） 介護のほうを先といたします。相談窓口。

太田委員。

- 太田委員（太田紀己代） 直接来られた方は、何人かおられたんでしょうか。電話での対応の件数は、いかがでござ

いでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

広報等の中では、市民電話相談窓口ということで広報いたしました。実際には窓口に来られた相談もございました。今ほど78件の中にはその窓口に来られた分も含めますけども、特に件数的には分けてございません。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 私が情報を得たところによりますと、転勤があるといったところでこちらのほうに相談されたといったところですが、国が示している内容だけの対応でいつからどこにといったような説明とかが非常に不十分で、妙高市はきちっと新型コロナウイルスの感染対策のことをやっているのだろうかというようなことも相談がありました。窓口でお話しいただいているのと例えば電話でお話しされているのとずれが生じているのかといったようなことがありましたが、電話に出られる方は常に同じマニュアルで同じ形でやっているのでしょうか、それともお一人だけがその電話の対応をされておられたのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 市民相談窓口の対応につきましては、特定の人間が行っているものでもなく、あるいは今太田委員さんからのお話につきましてはその当時私も太田委員さんから情報いただいております。健康保険課で受けたのか、あるいは他の課で受けたのかというのを詳細分かりませんが、もし誤解を受けたということであれば申し訳なかったなというふうに思っております。相談の対応につきましては、保健所のほうから示されましたPCR検査に至るフローですとか、あるいは市のほうから出している広報等に基づきまして、複数の職員、あるいは電話を受けた職員が対応しているものでございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今（1）番ですよ。

○委員長（小嶋正彰） はい。

○宮澤委員（宮澤一照） （1）番のこの感染防止対策なんだけれども、ちょっとこれかけ離れちゃう可能性もあるんだけれどもね、例えば特別介護老人ホームだとか、病院もそうですけれども、要するに入院されている方、それからそこに入っている方とその要するに家族の方がお会いできないのが現状じゃないですか。これ実際あったことなんですけれども、私自身のところに朝すごく何回も電話かかってきて、助けてくれ、助けてくれという電話があったのは事実なんです。やっぱりその入っている方はすごく、会えないので、家族の方と会えないということが非常に不安を感じているということで、その話をこの前もしたし、一般質問でも出ていたと思うんですね。上越はどうも今タブレットにしても、それからスマホにしてもそこでこうやって、ばあちゃん、元気かって。例えば共産党の橋爪市議員さん、上越の、のおばあちゃん、非常にコンタクトを取っていると、これがね、非常にね、フェイスブックでもね、いろいろ出ているんだけれども、もう本当に安心できるような対応ということをしているんですよ。そういうような対応は、この地域のほうではどのような形の対応をしていますか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 一般質問でも2回ほど再質問でお答えさせていただきましたが、新型コロナウイルスに直接的に関係した人、あるいは間接的に関係した人、非常に心のケアについては重要なことだというふうに思っております。それで、福祉のほうで回答いたしました。市内の介護事業所のほうでは実際にやっているところもございまして。市内の病院については、病院主導ではやっておりませんが、患者さんに任せているということもございました。一般質問の回答の中では、機会を捉えて福祉事業所のその状況とかを病院、あるいはその保健所に提供

するという話をさせていただきましたが、先週の金曜日にですね、上越地区の病院の検討状況も調査いたしまして、それも含めて先週の金曜日のうちに市内の病院、それから保健所のほうに問題提起をしたというところでございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ぜひですね、安心できるような対応をやっていただきたいと思います。本当に分かんない、お年を召していけば召していくほどやはり親と、家族の人とも会いたい、何で会えないんだろうかというふうなことになると思うんですね。だから、その辺の含めた対応をですね、やっているとは思いますが、これだけやっぱり出ているんで、ぜひですね、方向性をですね、ちょっとスピーディーにやっていただきたいと思います。

もう一点なんですけれども、ちょっとかけ離れたら委員長、止めてください。実は、今老老介護じゃないですか。老老介護で、例えばね、病院に2人で、夫婦で入院されている方がいる。今コロナの影響で家族の方が面談にも行けないような現状になっています。その中においてね、1点は、お年を召してきて、老衰になって、もう本当に危篤状態になっているんですけども、家族の人が本当に会わせてもらえないような現状もやっぱり今コロナなので、会わせてもらえない、面会もさせてもらえないということもただただあると思うんです。その辺の対応というのはどうなっているかお聞きしたいんですけども。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

先ほどの委員さんからの質疑とも重複するかと思いますが、病院の中では感染防止のために病院主導で面会謝絶をしているところが多かったというふうに考えております。そんな中で先ほどの質疑の中でオンラインでの面会というところにつながっていくかと思いますが、先ほどお答えしましたけども、先週の金曜日に病院側には上越地域の病院の状況を情報提供いたしましたし、市内の介護施設の状況を情報伝達いたしました。それから、6月2日の日に県の対策本部の職員、それから上越保健所の担当課長と別件で会議する機会がありました。ちょうどそのときに一般質問の通告日でしたので、そういった情報ございましたので、その段階でも議会の中でもこういった問題が提起されているというふうに伝えてございますので、また機会を捉えているような意見交換させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 医療従事者の方は本当に苦勞されているし、私たちは感謝しなきゃいけないと思うし、本当に感謝しております。その中において老老介護で、それで老老介護というけども、お年寄り夫婦でね、同じところに例えば入院していたと。1人の方が危篤状態になったと。そのときにね、夜中でもやっぱり何十年と一緒に、60年、70年一緒に過ごしてきた方が例えば旦那さんがもう危篤状態になったときに、要するに今医療従事がすごく大変な状況だからなんだけれども、危篤になったときに同じ20メートル、30メートルしか病棟がベッドの近くにしかいないのに奥さんと呼んであげないで、呼ばないで、それで朝5時ぐらいになって亡くなりましたよって言ってこられた。やっぱりその奥さんは、何で死に目に会わせてもらえなかったの、何でお父さんを見させていただけなかったの。身内の人のほうが早くて、入院しているほうの奥さんのほうはその後から車椅子で来たという経緯があったんです。私はそれ見たときにね、確かに今コロナで非常に大変だし、医師不足もあるし、看護師も大変だと思います。だけれども、最後の尊厳だけはちゃんと守ってあげたい、そして最後の、これ誰だってそうだと思うんですけども、奥さんがやっぱり最後をみとらせてあげたい、同じところにせっかくいるんだから。それすらできなかったということ。今いろんな問題で本当にコロナの関係で会えもしない、葬式も行けない、この現状もあるけれども、できる

限りそういうところの対処というのは僕はしてあげられるんだったらしてあげてほしいと思うんですよ。そういう事例がこれからはないかもしれないけど、でも仮にあったとするならばその辺もやはり何とか考慮できることという事すごく大事だと思うんですよね。60年間、70年間一緒に寄り添った人が最後のところを見れないんですよ。すぐそこにいるんですよ。そういう現状があったということをお伝えしたいと思います。これは、正直言って私の身内です。私のおじだったんです。非常に私は憤りを感じました。だけれども、こういう状況だからあえては言わない、だけれどもその人の90年間生きた、92年間生きたその尊厳だけは守ってあげたいし、その夫婦の愛情というものをしっかり守ってあげるといことも私はこの状況だからこそしてあげることも大事だと思う。その辺を含めたことというのをやはり今後前向きに。その中の一つの流れとして、同じ施設に入っている方もいらっしゃいます。一生会えないような現状にもなっていることも聞いています。だから、奥さんが外に出ていて、それで一緒にこういうテレビで電話でもできることを何げにそれを言わない限り、その人は本当不安で衰弱していくことも事実だと思うんです。その辺を含めた前向きな対応とスピーディーな対応をやっぱりすべきだと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 宮澤委員さんのお話也十分分かります。病院側とすれば、それぞれの個人の方の命を守るための対応、病院の中での院内感染、あるいはクラスターの発生防止ということでの対応だったというふうに思っています。あと一方で宮澤委員さんのおっしゃるように個人の尊厳というのも大きな問題となっておりますし、今回で言えば著名な芸能人の方がお骨になって戻ってくるまで身内の方とも会えなかったというふうな、大きな社会に影響を与えたニュースもあります。一つの大きな社会問題として提起されているんじゃないかなというふうに思っておりますし、そういったことをまた、先ほどのオンラインの話もありますが、機会があれば機会を通じて関係機関のほうにも話をしてみたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 今調査項目の（1）ということで、新型コロナウイルス感染症防止対策の経過、そしてまた防止策、（2）今後の第2波拡大の備えについて、ダブっておりますので、1件だけです。

これまでずっといろいろな国からのあれでマスクをしろ、またマスクは今度すると熱中症になるなど徐々にいろいろ対策、業種によってもいろいろそういうことが変わってきました。今朝ちょうどテレビを見ていましたら、手袋をしてのレジとか、それも今度は感染になるということで、非常に最初のときは、ああ、いいことだなと思って見ていたところ、今度はそういうことにまで細かい配慮が必要になるかと思えます。これからもいろいろ、いろいろな形で変わっていくかと思えますが、細かい点でまた周知をしていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 回答はいいですか。

○横尾委員（横尾祐子） はい、いいです。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） じゃ、（1）番の関連で、感染者の入院先が上越地区だと中央病院6床ということは発表されておりますが、実際上越地区で何床確保されていたのか。最初の頃は発表できないという話だったんですが、その辺分かれれば教えていただきたいと思えます。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

今現在も県のほうでは個々の地区での病院名、病床数は発表しておりません。中央病院につきましては、感染症

指定医療機関ということで病院名、それから病床数は発表されておりますが、新潟県は県全体では現在411床を入院患者用ということで確保しているというふうに公表されておりますし、また軽症者用につきましては新潟市内のホテル50床を確保しているということで発表されております。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） お願いします。

今日の新聞に出ていたんですが、新型コロナで検査で判明ということで、抗体保有率ですか、それが出ていたんですが、東京で0.1%、あるいは大阪で0.17%、こういう数字ですと0.1%ですと1000人に1人はそういう抗体があるんじゃないかと言われているんです。ですから、こういうことを考えますと、ここは人口が3万人です。3万人だから、30人ぐらいがそういう抗体を保有していると、その可能性があるんですね。ですから、これは日本ではちょっと保健所がどんどん減らされたという経過ありますんで、当初コロナの問題に対してはなかなか検査体制が進まってきたんですが、最近落ち着いているんですが、いずれにしても高田に、上越市に保健所が1つあるということは大変に心細いとこなんですね。そういう点では、妙高市あたりでもそういう体制の、保健所なくてもそういう体制ができる、病院にそういう検査の体制ができると、そういうことをこれから2次感染、3次感染という形でするとちょっとその辺を研究していかなければならないと思うんですね。その辺これから市の在り方としてどのような方向でいくのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

保健所そのものにつきましては、今回の新型コロナウイルスについてはPCR検査等は実施しておりません。そういう検査について仲立して、仲介して、実際検査する病院のほうへあっせんしていくというふうなことをやっております。一般質問でもお答えいたしました。現在特定の病院の負担を軽減するためにそこから独立した形でのPCRセンター、PCRの検体を採取するというようなところにつきまして、県、それから上越医師会、上越、妙高の2市ということで協議を進めているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） じゃ、（2）の第2波感染拡大の備えについてに入ります。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 第2波は、必ず起こってくるといったところかというふうには考えております。やはりそれに対して市のほうは医療体制、あるいは今ほどの質疑が続いておりましたが、軽症者の受入れ体制についてどのような対策を整えておられるでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 軽症者の受入れ体制ということで、PCR検査センターにつきまして今丸山委員に質疑の回答したところでございますし、軽症者の受入れにつきましては県が現在ですね、新潟下越、それから中越、それから上越地区、佐渡ということで県内のその区分に応じたところで軽症者受入れのための宿泊療養施設を確保して、に働いております。既に新潟市におきましては新潟駅前のシングルイン新潟第3ホテルですか、それにつきましては50床ということで確保されていて、現在実際に使われていたということもでございます。それ以外につきましても現在各ホテルと交渉しているということで、それについても妙高市についても一緒になってですね、情報共有する中で対応しているというところでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） そうなりますと、例えば妙高市の中で軽症者、こちらでというふうな形になった場合とか

を想定してお考えは何かございますでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 県の対策本部では、現在上越地区で複数のホテルと交渉をしております。実際ですね、その軽症者のホテルが実際にホテル側と了解得られた場合、例えばこの今回の第1波におきましては上越地区3名感染者出ましたが、3名程度であれば現在のその医療体制の中で吸収されるんじゃないかというふうに思っています。あくまで非常に第2波が大きく、大きな波が来まして、大人数が来ましてということになると、その医療崩壊を防ぐために重症者が治療によって軽症になった場合、最後のほうでホテルのほうで療養していただくと、あるいは物すごく多くなった場合については病院を経由せずに軽症者の方のみそのホテルに入っていただくと、いろんなその想定の中で県は動いておるようでございます。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） （2）ということで、感染の備えということで、本当に市民の方とはとにかく第1号になりたくない、第2波ということはこの夏はね、過ぎればあれですけど、涼しくなったらまた第2があるんじゃないかという予想もしている市民の皆さんですが、とにかくチーム妙高市として、ひるまず対策をしていただきたいと思えます。その中で昨々日雨が降りまして、それこそ大雨注意報という心配な、情報も出ましたし、心配しておりました。こんな中で本当にまた19号のようにそういうふうな避難するようになったらどうするんだろうと思いがらしていたところ、案じることなく収まりましたが、こういうことはこれから台風もあったりするんですけども、そういうふうな対策についての備えはどうなっていますでしょうか。ちょっと文面が違いますけども、感染ということをお願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 災害とコロナウイルスの関係でございますけども、一般質問でも総務課長のほうで答弁しておりましたが、現在その避難所が密にならないような格好でまず総務課のほうでは対応取っております。その上で実際に災害になりましたらマニュアルに従いまして健康保健課、それから福祉介護課のほうにも保健師がおりますので、保健師を派遣する中で避難所におけるバイタルチェックというものをやっておりますが、実際にこのコロナウイルスが感染している中でそういった場合になった場合につきましては、より一層の注意をしながらですね、避難所運営の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 備品の中であれですけども、新聞等見ますと上越のほうにも段ボールとか区画するのが結構いろんなところから寄附もありまして、妙高市は大丈夫かなって思っている心配もございます。そういう面で日々いろんな関係で注意され、備えていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 感染対策の備品、備蓄なんですけども、私も先般質問をちょっとさせてはいただいたんですけど、備品の中にですね、使用期限といった形のものとかもあります。確かに長期ですけど、開封してしまったらもうこの期間しか使えないよとかいった部分もありますが、そういったところはどうしてお考えで準備なさっておりますでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

災害備品につきましては、総務課のほうで一括管理しているということで、情報はいただいておりますが、使用

期限等につきましてもそれをにらみながら対応しているものというふうを考えております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あとですね、やっぱりいろいろと必要な物品がどこでも誰でも欲しいという状況です。しっかりと調達をしていただきたいと思います。

それから、先般もお話し申し上げましたが、備品確保、特に介護施設とか、あるいはデイ・サービス、ショートステイをやっているところ、それから障がい者施設、そういったところへもしっかりと心配りをいただきたいと思います。その点についてはいかがですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

福祉事業所の皆さんにつきましては、当課のほうに毎日のように訪れておりますので、その際に何か足りないものございませんかとかということは逐次心配りはさせていただいておったんですが、いかんせん市のほうでも入る当てがないということで、ダイセルさんですとかいろんなどこから御寄附いただく中でマスクをお配りするとか、あとは県のほうから消毒用のアルコールですね、そういったものをあっせんするというような形でやってきております。2次感染に備えましては、その辺ももう一回よく確認した上で、お互い連絡取りながら対応していくべきかなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 先週の土曜日あたり少し観光客が戻ってきているか、少しにぎわいが温泉街も出てきておりますけれども、これから冬季にかけてインバウンドが入ってくると思いますが、今年例年どおりは入ってこないと思いますが、やはり今収入源がそれになっていますんで、その辺に入ってきた場合の防疫に対する市としての対処の方法がどのように考えておられるか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 当市におきましては、非常に観光施設が多いということで、この新型コロナウイルスが発生し始めたときも県、それから市のほうで非常に危惧していたところでございます。非常に早い段階で保健所のほうからホテル、旅館、それからDMOを通じた観光施設への周知なり、消毒等の徹底をお願いしたところでございます。これから観光がまた復興してきて、これまた秋、冬にかけてということになりますと、さらにですね、そういったものを情報提供しながら、感染発生、感染拡大につながらないようにですね、対策を取っていければというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） じゃ、続きまして、次の項目移ります。

（3）、地域経済の停滞に伴う、生活困窮者支援について質疑を行います。

太田副委員長、お願いします。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） やはりこういった新型コロナウイルスが発生して、どこでも誰でも雇い止めとかいろんな形が不安があるといったところではありますが、市内の住民から生活における相談状況、特に生活保護まではいついていないけれども、ぎりぎりの方々とか、そういった方々からの相談状況はどんな形でございますでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

生活保護になる前段といたしまして、生活困窮者自立支援という制度の中で市のほうではそういった方々を支援しておりますが、件数だけで申し上げますと、昨年度と比べますと大体、ちょっとはつきりは言えないです、1.5倍

から2倍ぐらいの間であろうかと思いますが、1月で55件、2月で51件、3月で65件、4月69件、5月56件ということで、今ほど申し上げましたとおり、昨年度と比べると1.5倍から2倍ぐらいの間で増えているというのが実情でございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 結構な件数があるんだなということで、びっくりしました。そういった方々に対してぜひともね、生活の支援、健康面の支援をしっかりと行っていただきたいと思いますが、就業ができなくなっちゃったっていったところで生活困窮に陥られたような方というのはおられましたでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

特にこれは通算といいますか、新規という部分だけじゃないんで、新規の方だけを取り上げますと前年度に比べると8人ほど新しい方がこの相談に見られている、来られているということで、その内訳といたしましてはコロナ関係での御相談が3人、あと仕事が続かないとか、借金があるとか、病気で歩けない、それぞれお一人。それと、ひきこもりの問題ということで2人ということで、新規相談者8人のうちコロナ関係は3人ということで、先ほどの件数も実人数じゃないんで、同じ方が何回も相談してくる可能性がありますので、匿名というか、名前はおっしゃらない場合が多いんで、これはちょっとはつきりは分からない部分であるんですが、件数は増えているのは間違いないです。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 生活保護申請の状況はいかがでしょうか。これは変わらないでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

まず、年度末現在で比べますと、令和元年度末が249で、その前年度が261ということで、正直言うと減っております。ただ、ちょっと特殊な要因、市外から来てすぐ生活保護になっちゃうというようなちょっと特異な場合もあるんですけど、そういったものを除いて考えても今の時点では極端に増えているということはありません。むしろちょっと減少しているかなと。ただ、新聞報道でありますとおり、どうしても都会と比べて田舎のほうはやっぱりちょっと遅れてくるといいますか、実際は今小口資金ですとか、住宅確保基金ということで急場をしのいでいるというふうな状況で、これも長引くとそれが生活保護につながってくるおそれがあるのではないかなということで、我々としてもそういった状況を見極める中で、しっかりまた対応していきたいなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） 今人数を言われたんですが、これ世代別に見て例えばシングルマザーとか、そういう項目とか老人世帯とか、そういう分析もできるんでしょうか。大体シングルでね、やっぱりそういうことでなかなか相談しにくいということもよく聞くんですが、老人世帯にしてもそうなんですけど、ほかから何か言われそうで申告しにくいというような、そんな風潮もあるみたいなんで、これはいろいろね、マスコミ等でもいろいろこういう問題じゃないんですけど、インターネットで中傷されたとか、そういうまではいかないと思うんですが、そういうことで生活保護も申告しにくいと、そういう体制もあるような気がするんですが、その辺どんなふうに考えていらっしゃいますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） シングルマザーといいますか、児童扶養手当、今回国の二次補正予算の中で児童扶養手当を支給されている方への5万円とか、条件はもちろんあるんでしょうけど、そういった形で今国のほうでも支援

しておりますし、実際当課のほうにも生活保護の関係でシングルマザーの方がお見えになられることもありますが、生活保護の中で特別にというわけにはなかなかいかないんですが、そういった方が来やすいような状況といえますか、こういう状況、みんな困っているというのも実際の話なんで、来たら相手の話ですけど、できるだけ寄り添う形で親身になって相談に乗ってやるということが大事なというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） ほかに、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 以上で所管事務調査が全て終了いたしました。

所管事務調査の報告については、調査結果報告書を議長に提出いたします。その後、本会議最終日に諸般の報告として報告書の写しが配付され、その後の全員協議会において報告を行います。

なお、報告書については正副委員長に御一任いただきたいと思っておりますので、御了承願います。

これにて所管事務調査を終わります。大変どうもありがとうございました。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（小嶋正彰） 次に、閉会中の継続審査（調査）の申出について協議いたしますので、執行部の皆さんは御退席ください。

〔執行部退席〕

○委員長（小嶋正彰） 議事整理のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 0時21分

○委員長（小嶋正彰） 休憩を解いて議事を進めます。

引き続き、閉会中の継続審査（審査）の申出についてを議題とします。

お諮りします。閉会中において委員会の活動を行うため、お手元に配付の資料のとおり申出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の資料のとおり、申出することに決定されました。

あわせて、視察の日程についてお諮りします。

管内調査については、6月26日金曜日、閉会中の所管事務調査の日程については正副委員長に御一任いただき、実施することにしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は6月26日、閉会中の所管事務調査の日程については正副委員長に御一任いただき、実施することに決定されました。

なお、細部については、正副委員長に御一任いただきたいと思っておりますので、御了承願います。

○委員長（小嶋正彰） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了いたしました。

これをもって建設厚生委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 0時22分